

松浦市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月15日

松浦市監査委員 守山 秀利  
松浦市監査委員 川下 高広

# 監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 議会事務局

3 監査の期間 令和2年7月1日から10日間

4 監査の範囲及び方法

令和元年度（令和2年3月末まで）の財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に行われているか、松浦市監査基準及び監査の着眼点に基づき、あらかじめ提出を求めた資料及び関係書類等を検査照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

なお、政務活動費関係事務の支出事務については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、川下高広監査委員を除斥とした。

5 監査の着眼点

- (1) 支出事務は適正か。
- (2) 契約事務は適正か。
- (3) 処務・文書管理事務は適正か。

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政事務の執行については、おおむね適正に行われていたが、一部において次のとおり是正又は改善すべき事項が見受けられたため、必要な措置を講じるとともに、軽易なものとして口頭により注意し記載を省略した事項にも留意のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 支出事務

【指摘事項】

ア 松浦市財務規則第67条第2項で「概算払を受けた者は、債権額確定後、旅費にあっては5日以内（差額精算のないものにあつては1か月以内）に、その他の経費については7日以内に概算払精算報告書を支出命令権者に提出しなければならない。」とあるが、差額精算がある旅費について、5日以内に概算払精算報告書を提出していないものがあった。

(2) 契約事務

【指摘事項】

ア 委託契約における予定価格調書について、調書に添付されていた封筒には調書作成者の封印があったが、糊付けをした形跡がなく、見積書開封までの間、適正に保管されていたかどうか疑義があるものがあった。財務規則第78条では「その予定価格を記載し、

又は記録した書面をその内容が認知できない方法により」と規定されており、随意契約に関しても同第86条第3項で第78条の規定に準じて定めると規定されてあることから、予定価格調書作成後は封筒に入れ糊付け後に封印して適正に保管されたい。

**【指導事項】**

ア 保守業務等について1者随意契約を行っているが、選定の理由等が不十分と思われるものが見受けられた。1者随意契約を行う場合は、契約の透明性を確保する必要があることから、特定の1者でなければ履行できない理由を具体的に決裁文書に明記されたい。

イ 1者随意契約の実施伺について、根拠法令の記載はあるものの、財務規則上の根拠規定が示されていないものがあった。契約方法については、「地方自治法施行令第167条の2第1項第○号の規定により随意契約とする」等の理由に、「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者随意契約とする」旨を併記されたい。

7 措置の通知について

本公表の指摘事項等について、その措置の状況及び結果を令和2年8月3日(月)までに措置通知書により報告されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添資料「監査結果の指摘事項等取扱基準」を参照されたい。

## 監査結果の指摘事項等取扱基準

令和2年5月22日  
松浦市監査委員事務局

### 1. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが  
適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

### 2. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められ  
るもの

### 3. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

### 4. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの  
措置状況の報告は求めない。

### 5. 口頭指導（公表の対象外）

指摘事項及び指導事項に該当しない軽微なもの  
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指摘するにとどめる  
必要に応じて文書にて監査委員事務局長名で所属長あて通知することができる。  
措置状況の報告は求めない。

(参考条文)

地方自治法

第199条第9項

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。